

# 自転車も のればくるまの なかま入り

自転車は車両の仲間です。交通事故により**多額の損害賠償**を求められることがあるため、**保険に加入しましょう**

判例  
1

自転車に乗った少年が、歩行中の女性に正面衝突し、重症を負わせた。

損害賠償約 **9,500万円**

判例  
2

夜間、女子高校生が無灯火の自転車で走行中、携帯電話を使用し、前方の歩行者に衝突し、後遺障害を負わせた。

損害賠償約 **5,000万円**

## 自転車の罰則が強化されました

(平成27年6月1日施行 道路交通法一部改正)

信号無視や一時不停止など、特定の危険行為を過去**3年以内に2回以上**繰り返すと、自転車運転講習の受講が命じられます。

自転車にも違反者講習があるにや!



## TSマーク付帯保険

自転車安全整備店で点検整備を受け、TSマークを貼ってもらうと、傷害保険と賠償責任保険が付きます。保険期間は1年間なので、毎年点検整備を行いましょ。



## 自転車保険(個人賠償責任保険等)

損害保険会社等が取り扱っている自転車保険(個人賠償責任保険等)は、示談交渉を含む保険に加入しましょう。

自動車保険によっては、自転車で事故を起こした際の賠償に対応できる特約等がつけられることがありますので、損害保険会社等に御確認ください。

埼玉県自転車条例一部改正  
平成30年4月1日から  
保険加入義務化だにや!



## 自転車の安全利用のために

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

### 歩道を走れる場合

- 13歳未満の子供、70歳以上の高齢者
- 交通量が多く、車道幅員が狭い場合
- 標識等がある場合

2 車道は左側を通行

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

4 安全ルールを守る

- 飲酒運転、二人乗り、傘さし等の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 信号遵守と一時停止・安全確認

5 ヘルメットを着用

※条例の一部改正については、埼玉県HPをご覧ください!

ペダルこぐ 免許はないけど ドライバー

(平成29年全国交通安全スローガン)

埼玉県 自転車条例

検索

※このチラシは100,000部作成し、作成費は1枚当たり2.55円です。